

天平びとの声をきく—地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 5

【第三室】天平びとの声を読む

展示期間

I	二〇一〇年九月二十五日(土)――十月一日(月)
II	一〇月三日(水)――一〇月五日(月)

III 一〇月二七日(水)――一月七日(日)

120 a 不完全な文字を読む 交替勤務の分担を示す木簡

(SD四九五一出土。『平城宮木簡』三、二八八八)

(表) 下番 □ 従八位上伊勢直大津 □ 麻呂 □

(裏) □□ 下番大初位上□□□□□ 麻呂 □

長さ(一六四)[■]・幅(六)[■]・厚さ六[■] ○八一型式

籌木に再利用されたとみられる幅の狭い断片で、表面は文字の右側三分の二ほど、裏面は左半分ほどが残るだけだが、「下番」は表裏対照することによって、位階記載部分は三〇階ある位階の「正・従・大・少十一・八・初十位十上・下」の組み合わせとの照合によって、それぞれ読み取ることができる。

下番は、交替勤務のうち月の後半の担当を指すか。伊勢直大津は、七四七年（天平十九）十月に中臣伊勢連の姓を賜った（『続日本紀』同月丙辰条）。伊勢国人従六位上伊勢直大津と同一人か。この木簡は養老・神龜頃（七一七～七二九）とみられる堆積層から出土しており、年代的に矛盾はないが、二十年余りで従八位上から従六位上へ、八階級も昇進していることになる。

121 贊帳の題籤軸に二次加工された木簡

(SD五一〇〇出土。城31-40上)

(表) 八年八月以来

「
四
百
田
日
月
年
支
年
天
」

長さ三五六[■]・幅二三[■]・厚さ七[■] ○六一型式

贊帳の題籤軸に転用されたこの木簡の軸部には、元の木簡の文字が断片的に残っている。一緒に出土した木簡と比較検討することにより、天平八年（七三六）の藤原麻呂邸における食料支給の木簡の、茹田孔足の署名部分であることが読み取れる。紙の文書が巻かれれば見えなくなる部分なので、あえて削り取らなかつたのであろう。そうしたいわば古代人の手抜きが、木簡の資料としての価値を倍加させるのだから皮肉なものである。

122 但馬国からとみられるワカメの贊の荷札

(SK八二〇出土。『平城宮木簡』一、四一〇。城38-23上)

「般進上若カ」
海藻 御贊一籠 「天平十九年二月 日カ」

長さ(一三三四)[■]・幅(一一)[■]・厚さ三[■] ○八一型式

この木簡は養老・神龜頃（七一七～七二九）とみられる堆積層から出土しており、年代的に矛盾はないが、二十年余りで従八位上から従六位上へ、八階級も昇進していることになる。

文字は全て右側の一部が残るに過ぎないが、何とか右半分が残つていて読み取れる「御贊一籠」の部分を手がかりにすると、一緒に出土した「□「但カ」馬国第三□「般カ」進上若海藻 御贊一籠 天平十九年二月廿八日」という荷札（『平城宮木簡』一、四〇九。これも右半分の断片が残るに過ぎない）とほぼ同文とみて残画に矛盾がない。数度の般（班）に分けて新物のワカメを贊として貢進した際の荷札である。天平十九年は七四七年。

123 閏九月の日付が読み取れる木簡

（SKハ二〇出土。『平城宮木簡』一、六一三）

（表）□□閏九月□日□

（裏）□

長さ二七二ミリ・幅（四）ミリ・厚さ七ミリ ○八一型式

籌木に二次利用されたとみられる幅わずか四ミリの細長い断片であるが、たまたま文字の中心部分がこの幅に収まつたため、日付の部分がかるうじて読み取れる。平城京の時代で、閏九月があるのは、七二七年（神亀四）、七四六年（天平十八）、七八四年（延暦三）の三年で、SKハ二〇出土木簡の年代からみると、七四六年とみられる。

132 皇后宮を守る兵士たち（？）の呼び出し状

（SD五一〇〇出土。城22-8下）

（表）召 大伴忍万呂 三家人牛万呂 佐伯足嶋
壬生安万呂 山部文屋 大田部千万呂
桧前真万呂 掃守東人 大伴万呂 国造長万呂

（裏）石作白万呂 □文□
凡人石足 天平八年七月十六日
白髮部刀良 右十五人

長さ二四九ミリ・幅（三一）ミリ・厚さ一三ミリ ○一一型式

131 りさまぎまな文字の姿

煮干しのアユとフナの進上状
(SD四九五一出土。『平城宮木簡』三、二八六六)

（表）進出 煮汗鮒十二口 右二種物進納
鮒十五口

（万呂カ）

（裏）□□□□□□三日附仕丁吾□

長さ三九四ミリ・幅四六ミリ・厚さ五ミリ ○一一型式

大型で幅広の材に、大振りかつ崩した字体で書かれた魚類の進上木簡。ここまで達筆な木簡も珍しく、裏面上部の文字と仕丁の名の二文字めは、墨痕は鮮明に残るものとの判読できない。

煮汗は煮干か。続く文字は「鮒」と読んできたが、煮干鮒では意味が通じない。この文字の旁は「年」と読み取ることができるので、類例はないが、魚編に年で年魚、すなわち鮒のことと考えるべきであろう。木簡では鰹を堅魚と書くのが普通なのが参考になる。なお、二条大路木簡に出雲国から贊として納められた煮千年魚の荷札がある（城22-35頁下）。

二条大路木簡の召文（呼び出し状）の一点。幅の割に分厚い材に、字画の不足がめだつ稚拙な文字で十五人の人名を書き上げる。万の最終画を左下に長く伸ばすのは、万呂のつもりであろう。当事者たちには自明だったのであろうが、どこの役所が何のためにどういう身分の者を召集したのか、木簡だけからでは何もわからない。一緒に出土した木簡からみて、兵衛・中衛など、皇后宮を警備する兵士たちの可能性が考えられる。独特的の雰囲気をもつ書風は、そうした兵士の一人の手になるからであろうか。

天平びとの声をきく——地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 6

【第三室】天平びとの声を読む

展示期間

I	二〇一〇年九月二十五日(土)――十月一日(月)
II	一〇月一三日(水)――〇月一五日(月)
III	一〇月一七日(水)――一月七日(日)

当女 年廿三〇

長さ一九六mm・幅三〇mm・厚さ四mm ○一一型式

- 138 C形から内容を探る
紐を通して束ねて保管した木簡 (SD四七五〇出土。城21-19上)
(表)○政人五口米三升七合五夕
(裏)○経師七合五夕 受□万呂
(裏)十一月廿二日廣嶋
長さ一五七mm・幅三一mm・厚さ四mm ○一一型式

140

奴婢のIDカードの木簡

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、四二三)

宇太万呂 、 、 、 本

長さ九六mm・幅一二mm・厚さ一mm ○一一型式

長屋王邸で働く奴婢の個人照合に用いられた木簡。人差し指の関節の位置を合わせることによって、本人を識別したとみられる。文字を避けている様子はなく、また下端のみに穿孔のあるものや両端に穿孔のあるものなど孔の位置はまちまちで、再照合を意図した保管のための孔ではなさそうである。

139 奴婢の個人カードの木簡

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、四二二)

長屋王邸で働く奴婢の個人照合に用いられた木簡。人差し指の関節の位置を合わせることによって、本人を識別したとみられる。画指といつて、文字の書けない人の署名の替わりに、人差し指の関節の位置を記すことが知られていたが、この木簡の発見によって、画指の新しい用途がわかった。「本」は指の付根の意味か。

内裏用の品物の付札

関節の位置を木簡側面の小さな切り込みで示す事例もある。

(SD三四一〇出土。『平城宮木簡』二、二五六四)

御殿

長さ四九三・幅二二三・厚さ三三〇二二型式

小型ながら上端を丸く仕上げた精巧なつくりの木簡。文字もつくりに相応しく端正な楷書で記されている。御殿で用いる物品に付けられた付札であるが、御殿用であることを明記して他用を防ぐためのもので、品目は書かれていない。

御殿と書かれた木簡は他に一例6(第二室展示)があるだけで、文字通り天皇が日常起居する内裏の正殿を指すとみられる。

僧の座に敷くムシロの付札

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四九八二)

○僧坐席

長さ五一三・幅二二三・厚さ五三〇三二型式

僧の座に敷く席の付札。初めは紐を通して括り付けていたが、破損したため、右側面にのみ切りこみを設けて、取り付け方法を変更したか。

毎年の勤務評定に用いられる個人カードの木簡

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』五、六三八〇)

(表) 去上位子從八位上伯祢廣地 河内国安宿郡 年卅二

(裏)

長さ三九四・幅二二三・厚さ一四三〇一五型式

式部省づきの位子(六位以下八位以上の官人の嫡子)の伯祢廣地の勤務評定用の個人カードの木簡。去上は昨年度の評価が三等評価の上等であったことを示す。左上部分は今年の評価を書き込む

ためにあけてある。河内国安宿郡は、彼の本貫地(戸籍の所在地)を示す。側面にあけられた孔は並べ替えて利用するためのもので、複数の木簡に紐を通して順序を固定して保管された。

題籤軸木簡1

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四九九四)

(表) 進内物帳

(裏) 天平八年六月 長さ(五六)三・幅二七三・厚さ五三〇六一型式

藤原麻呂の家政機関から、「内」(ここ)では光明皇后宮を指すに進上した物品を記録した帳簿の軸として用いられた題籤軸(見出し付きの文書の軸)。

題籤軸木簡2

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、四九九五)

(表) 人給味物帳

(裏) 勘後帳 天平八年七月廿一日 長さ(七一)三・幅二六三・厚さ八三〇六一型式

藤原麻呂邸で働く人々への食料支給の出納帳簿の軸として用いられた題籤軸(見出し付きの文書の軸)。「人給」は臣下に対する支給。味物は山海の珍味、勘後は再照合済みのことか。

題籤軸木簡3

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、五〇〇〇)

(表) 法文

長さ(六四)三・幅二八三・厚さ六三〇六一型式

藤原麻呂邸で用いられた法文の題籤軸(見出し付きの文書の軸)。法文は不詳だが、律令などの法令の文章の抜き書きか。

津税使から北宮に宛てた手紙の封緘木簡

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』一、四五四)

「封」 北宮進上 津税使

長さ三〇〇mm・幅二七mm・厚さ三mm ○四三型式

摂津（現在の大坂府と兵庫県の一部）にいた、税を扱う役人が**長屋王邸**（北宮）に手紙を進上した際の木簡。一枚の板材を表裏二枚に剥ぎ、その間に紙の文書を挟んで機密性を高める木簡を封緘木簡と呼ぶ。「封」の字の左上が一部横に白く抜けているのは、木簡に紐が結ばれ、その上から墨書したこと示している。また、上欠ではあるが下端の形が全く同一で墨痕のない一点も同じ地区から出土しており、これら二枚は表裏に接続する。

148 伊勢国から藤原麻呂邸に届けられた公文書の箱の蓋

(表)



「進上」

道足 人足 君足



「伊勢」

「及乃大連人」

(建物墨画)

「人足 上足下足下足」



(左側面)

「伊勢国少目大倭生羽進上」

「道」

「天足」

長さ二二三五mm・幅(五五)mm・厚さ一二mm ○六一型式

(裏) (絵) (人物墨画) 「**伊勢國少目大倭**」
 文書箱の蓋の木簡。表面上部に、伊勢國の国司の少目大倭
 生羽が進上する旨の端正な墨書がある。それ以外の文字や絵は、
 文書を受け取り箱が不要になった段階で一次的に書かれたもの。
 この箱に収められていたと思われる「**伊勢國天平八年封戸調庸帳**」
 と木口に書かれた文書の巻物の軸も見つかっている。

藤原麻呂の家政機関で働く資人の阿刀飯主の名が習書されてい
 ることから、宛先は藤原麻呂とみられ、伊勢国には近江国坂田郡
 と並んで藤原麻呂の封戸が置かれていたことがわかる。この文書
 は麻呂の収入となる七三六年（天平八）分の封戸の調庸の収納状
 況を報告したものであろう。

(SD五三〇〇出土。『平城京木簡』三、五〇〇一一)

d 科学の力・赤外線の威力

166 武藏国から納められた蓮の実の荷札

(SD五一〇〇出土、城22—30上)

(表) 武藏国足立郡土毛蓮子一斗五升
(裏) 天平七年十一月

長さ一五六mm・幅二二一mm・厚さ五mm ○三三一型式

武藏国足立郡から納められた蓮の実の荷札。一斗五升は今の大
升、約一〇・八リットル。天平七年は七三五年。
土毛は諸国の特産品のこととて、郡稻を財源として隨時貢進する
よう規定されていた。この木筒は土毛と明記する唯一の事例である。

167 備前国児島郡から調として納められた塩の荷札

(SD一七〇〇出土、『平城宮木簡』一、一一七七)

(表) 備前国児島郡小豆郷
(裏) 戸主間人連麻呂戸口間人連小人
調三斗

長さ一二七mm・幅二五mm・厚さ七mm ○三三一型式

備前国児島郡小豆郷(今の香川県小豆島)から納められた調の
荷札で、品目は記されていないが、貢進地域や三斗とあることか
らみて調塩の荷札であろう。赤外線を用いると不鮮明な墨痕が鮮
やかに甦る。それでも人名部分は充分には読み取れない。
なお、この木筒の形は、SKハ二〇出土の備前国の水母の贊の
荷札(長さ一四四mm、幅二八mm、厚さ六mmの〇三三一型式)と上部
を山形に削り出すところなど、そつくりの形状である。小豆郷か
ら調として水母を貢進する例があるのも参考になろう。